欧州・中央アジア

国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
アイスランド	ｱｲｽﾗﾝﾄﾞ・ｸﾛｰﾈ	20,000	13,750	7,500	7,500	2,000	3,150	3,150
アイルランド	ﾕｰﾛ	132	91	50	50	13	21	21
アゼルバイジャン	ｱｾﾞﾙﾊﾞｲｼﾞｬﾝ・ﾏﾅﾄ	250	172	94	94	25	39	39
アルバニア	ﾚｸ	16,300	11,200	6,100	6,100	1,600	2,600	2,600
アルメニア	ﾄﾞﾗﾑ	72,730	50,000	27,270	27,270	7,270	11,360	11,360
イタリア	ﾕｰﾛ	132	91	50	50	13	21	21
ウクライナ	ﾌﾘｳﾞﾆｬ	3,895	2,675	1,460	1,460	390	610	610
ウズベキスタン	ｿﾑ	1,455,000	1,000,000	545,000	545,000	145,000	227,000	227,000
英　国	ｽﾀｰﾘﾝｸﾞ・ﾎﾟﾝﾄﾞ	117	80	44	44	12	18	18
エストニア	ﾕｰﾛ	132	91	50	50	13	21	21
オーストリア	ﾕｰﾛ	132	91	50	50	13	21	21
オランダ	ﾕｰﾛ	132	91	50	50	13	21	21
カザフスタン	ﾃﾝｹﾞ	61,550	42,300	23,100	23,100	6,150	9,600	9,600
キプロス	ﾕｰﾛ	132	91	50	50	13	21	21
ギリシャ	ﾕｰﾛ	132	91	50	50	13	21	21
キルギス	ｷﾙｷﾞｽ・ｿﾑ	11,110	7,640	4,170	4,170	1,110	1,740	1,740